

後見制度支援預金

(平成31年1月7日現在)

1. 商品名	後見制度支援預金
2. 対象者	個人の方（家庭裁判所が「指示書」を交付した個人が対象）
3. 預金科目	普通預金・無利息型普通預金
4. 期間	期間の定めはありません。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入可能です。（家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要） 1円以上 1円単位
6. 払戻方法	随時払戻可能です。（家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要） ① 出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に指示書が交付されます。 ② 定期送金…自動振込等により、指定された間隔で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に指示書が交付されます。
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	(1) 変動金利 店頭表示利率を適用します。 決済用普通預金は無利息です。 (2) 毎年3月と9月の当金庫所定の日に支払います。 口座を解約される場合は、解約時に支払います。 (3) 1年を365日とする日割計算です。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
8. 税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
9. 手数料	・管理手数料はかかりません。 ・為替手数料・定期送金手数料は所定の手数料をいただきます。
10. 付加できる 特約事項	指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。
11. 金利情報の 入手方法	・店頭備えつけの金利ボード、または当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ< http://www.shinkin.co.jp/sagami/ > ・詳しくは、窓口までお問い合わせください。
12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部（午前9時～午後5時、電話0120-426-614）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会（電話045-211-7716）の紛争解決センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記営業統括部、全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話03-5524-5671）のいずれかにお申し出ください。 なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。（現地調停）②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。（移管調停）

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・この預金は預金保険制度の対象であり、普通預金の場合、同保険の範囲内で保護されます。無利息型普通預金の場合、同制度により全額保護されます。・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いが可能です。（保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。）・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込等の自動受取、IB契約はできません。・口座開設店のみ取扱い可能です。・「総合口座」の取扱いはできません。・キャッシュカードの発行はできません。・ATMでの利用はできません。（窓口での取扱いとなります。）・現金での支払いはできません。（管理口座への振替となります。）
----------------	--